

別紙1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	亜鉛めっきクロメートライン	エッチング槽	湿式スクラバー
特定施設番号及び名称	No. 66 電気めっき施設	No. 65 酸又はアルカリによる表面処理施設	No. 63 (ホ) 廃ガス洗浄施設
型式	〇〇社製 M-1	〇〇社製 E-1	〇〇社製 S-1
構造	FRP製 (資料1-1)	ステンレス製 (資料1-2)	FRP製 (資料1-3)
主要寸法	1,000(W)×1,000(D)× 1,000(H)mm 12基	1,000(W)×2,000(D)×1, 200(H)mm	3,000(W)×3,000(D)×5, 000(H)mm
能力	10枚/時 容量: 1m ³	5枚/時 容量: 2.4m ³	処理風量: 10m ³ /min 循環タンク容量: 5m ³
配置	別図1-1のとおり	別図1-1のとおり	別図1-1のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日
工事完成予定年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日
使用開始予定年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日
その他参考となるべき事項	床面は耐薬品性塗装 (資料2-1)	床面は耐薬品性塗装 防液堤 (2.5m ³) 内に設置 (資料2-2)	床面は耐薬品性塗装 防液堤 (5.5m ³) 有り

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 水質汚濁防止法に基づく届出において、その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。
- 3 下水道法に基づく届出において、特定施設の種類とは水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一及びダイオキシン類特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二に掲げる号番号及び施設の名称を記載すること。

別紙1の2

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	亜鉛めっきクロメートライン	エッチング槽	湿式スクラバー
特定施設番号及び名称	No. 66 電気めっき施設	No. 65 酸又はアルカリによる表面処理施設	No. 63 (ホ) 廃ガス洗浄施設
設備	排水溝等 (排水溝、ピット、ポンプ、配管)	該当なし	排水溝等 (配管)
構造	排水溝：コンクリート上にFRPライニング ピット：コンクリート上にFRPライニング ポンプ：鋳物製 配管：VP製		配管：VP製
主要寸法	排水溝：5,000(W)×200(D)×100(H)mm ピット：1.0(W)×1.0(D)×1.5(H)mm ポンプ：300(W)×300(D)×700(H)mm 配管：φ25 ×10m		φ15 × 20m
配置	別図1-1のとおり		別図1-1のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日
工事完成予定年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日
使用開始予定年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇年〇月〇日
その他参考となるべき事項	配管は耐薬品塗装されたトレンチ内に敷設	廃液は回収して、産廃処理(〇か月に1回)	配管は地上に敷設し、容易に目視点検が可能

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		亜鉛めっきクロメートライン		エッチング槽		湿式スクラバー	
特定施設番号及び名称		No. 66 電気めっき施設		No. 65 酸又はアルカリによる表面処理施設		No. 63 (ホ) 廃ガス洗浄施設	
設置場所		別図1-1のとおり		別図1-1のとおり		別図1-1のとおり	
操業の系統		別図2-1のとおり		別図2-2のとおり		別図2-2のとおり	
使用時間間隔		8時~17時		1回/週		1回/週	
1日当たりの使用時間		9時間		4時間		4時間	
使用の季節的変動		無		無		無	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		上水: 0m ³ /日 NaOH: 0kg/日 Na2CO3: 0g/日 オルソ珪酸Na: 0g/日 HCl: 0kg/日 H2SO4: 0kg/日 HNO3: 0kg/日 NaCN: 0g/日 Na2Cr2O7・H2O: 0g/日		上水: 0m ³ /日 HNO3: 0kg/日		上水: 0m ³ /日 NaOH: 0kg/日 処理対象有害物質: N-3	
汚水等から排出される汚水の水質	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	3~10	2~11	4	2	7	6~9
	Zn (mg/L)	5	10				
	T-Cr (mg/L)	1	2				
	T-N (mg/L)	40	50	50	100	0.1	0.2
	CN (mg/L)	1	2				
	Cr6+ (mg/L)	1	2				
N-3 (mg/L)	40	50	50	100	0.1	0.2	
汚水等の量/当該特定施設から排出される汚水の量(m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	50	75	1	1	0.01	0.05	
その他参考となるべき事項		濃厚めっき廃液は産廃処理(〇か月に1回)使用に関する管理要領有り(資料3)		使用に関する管理要領有り(資料3)		使用に関する管理要領有り(資料3)	

備考 汚水等の汚染状態/当該特定施設から排出される汚水の水質の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項/当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項について記載すること。

別紙3

汚水等の処理の方法／汚水の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		排水処理施設				合併浄化槽 (100人槽)			
処理施設の設置場所		別図1-1のとおり				別図1-3のとおり			
設置年月日		年月日				年月日			
工事着手予定年月日		〇〇〇〇年〇月〇日				〇〇〇〇年〇月〇日			
工事完成予定年月日		〇〇〇〇年〇月〇日				〇〇〇〇年〇月〇日			
使用開始予定年月日		〇〇〇〇年〇月〇日				〇〇〇〇年〇月〇日			
種類及び型式		○社製 HS-1				△社製 GPJ-100			
構造		樹脂製・ステンレス製				FRP製			
主要寸法		別図3のとおり				6,000(W)×3,000(D)×3,000(H)mm			
能力		100m ³ /日				20m ³ /日			
処理の方式		酸化・還元・中和・凝集沈殿				接触ろ床方式			
処理の系統		別図3のとおり				別図4のとおり			
集水及び導水の方法		別図1-1のとおり				別図1のとおり			
使用時間間隔		8時～17時				8時～17時			
1日当たりの使用時間		9時間				9時間			
使用の季節変動		無				無			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		H2SO4 : 〇〇/日、NaOH : 〇〇/日、次亜塩素酸Na : 〇〇/日、高分子凝集剤 : 〇kg/日、重亜硫酸Na : 〇kg/日				消毒剤 : 〇g/日			
汚水等 の汚染 状態 及び 量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	3-10	5.8-8.6	2-11	5.8-8.6	7.0	6.5-8.0	7.0	5.8-8.6
	COD (mg/L)	20	20	30	30	100	20	250	25
	SS (mg/L)					100	10	200	70
	大腸菌群数 (個/cm ³)					4,000	100	8,000	3,000
	n-HEX (mg/L)					3	3	5	5
	Zn (mg/L)	5	0.5	10	1				
	T-Cr (mg/L)	1	0.2	2	0.5				
	T-N (mg/L)	40	40	50	50	15	10	30	20
T-P (mg/L)					1.0	0.5	3.0	1.5	
CN (mg/L)	1	0.5	2	1					
Cr6+ (mg/L)	1	0.1	2	0.2					
N-3 (mg/L)	40	40	50	50					
	量(m ³ /日)	50	50	75	75	15	15	20	20
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		汚泥 : 1.5m ³ /月、産廃処理				汚泥 : 5m ³ /3か月、委託処理			
排出水の排出方法 ／汚水を公共下水道又は流域下水道へ排除する方法		No.1排水口から海域へ放流				No.1排水口から海域へ放流			
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態／汚水の水質の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項／当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項について記載すること。
 2 排出水の排出方法／汚水を公共下水道又は流域下水道へ排除する方法の欄には、排水口／排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙 4

排出水の汚染状態及び量

／公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質

工場又は事業場における施設番号／公共下水道への排出口		<i>No. 1排水口</i>					
排出水の汚染状態 ／ 下水の水質	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	<i>pH</i>	<i>6.0~8.0</i>	<i>5.8~8.6</i>				
	<i>COD (mg/L)</i>	<i>10</i>	<i>25</i>				
	<i>SS (mg/L)</i>	<i>5</i>	<i>70</i>				
	<i>大腸菌群数 (個/cm3)</i>	<i>100</i>	<i>3,000</i>				
	<i>n-HEX (mg/L)</i>	<i>2</i>	<i>5</i>				
	<i>Zn (mg/L)</i>	<i>0.5</i>	<i>1</i>				
	<i>T-Cr (mg/L)</i>	<i>0.2</i>	<i>0.5</i>				
	<i>T-N (mg/L)</i>	<i>10</i>	<i>20</i>				
	<i>T-P (mg/L)</i>	<i>0.05</i>	<i>1.0</i>				
	<i>CN (mg/L)</i>	<i>0.1</i>	<i>1</i>				
	<i>Cr6+ (mg/L)</i>	<i>0.05</i>	<i>0.2</i>				
	<i>N-3 (mg/L)</i>	<i>30</i>	<i>100</i>				
	排出水の量／下水の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	<i>75</i>	<i>110</i>					
その他参考となるべき事項							

備考 排出水の汚染状態／下水の水質の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項／当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項について記載すること。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

		指定項目の別							COD		※
特定排水	業種その他の区分	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)			汚濁負荷量 (kg/日)				
		通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大	
特定排水	201001 電気めっき業(400 m ³ /日未満)	20	30	50	75	0	0	75	1.0	2.3	
	232010 その他(浄化槽)	20	25	15	20	0	0	20	0.3	0.5	
	合 計			65	95	0	0	95	1.3	2.8	
特定排水 以外の 排水	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	間接冷却水	0.5	1.0	10	15	0.0	0.0				
	合 計			10	15	0.0	0.0				
その 他 の 参 考 事 項	総量規制基準値：3.6kg/日 (75m ³ /日×40 (Ccj値) ×0.001+20m ³ /日×30 (Ccj値) ×0.001)										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 りん含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

		指定項目の別							T-N		※
業 種その他の 区分	汚染状態 (mg/l)	水 量 (m ³ /日)							汚濁負荷量 (kg/日)		
		通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大	
特定排水水	201011 電気めっき業(N 有400m ³ /日未満)	40	50	50	75	0	75		2.0	3.8	
	232010 その他(浄化槽)	10	20	15	20	0	20		0.2	0.4	
	合 計			65	95	0	95		2.2	4.2	
特定排水水 以外の排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	間接冷却水	0.1	0.2	10	15	0.0	0.0				
	合 計			10	15	0.0	0.0				
その 他 の 参 考 事 項	総量規制基準値：4.5kg/日 (75m ³ /日×55 (Cni値) ×0.001+20m ³ /日×20 (Cni値) ×0.001)										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

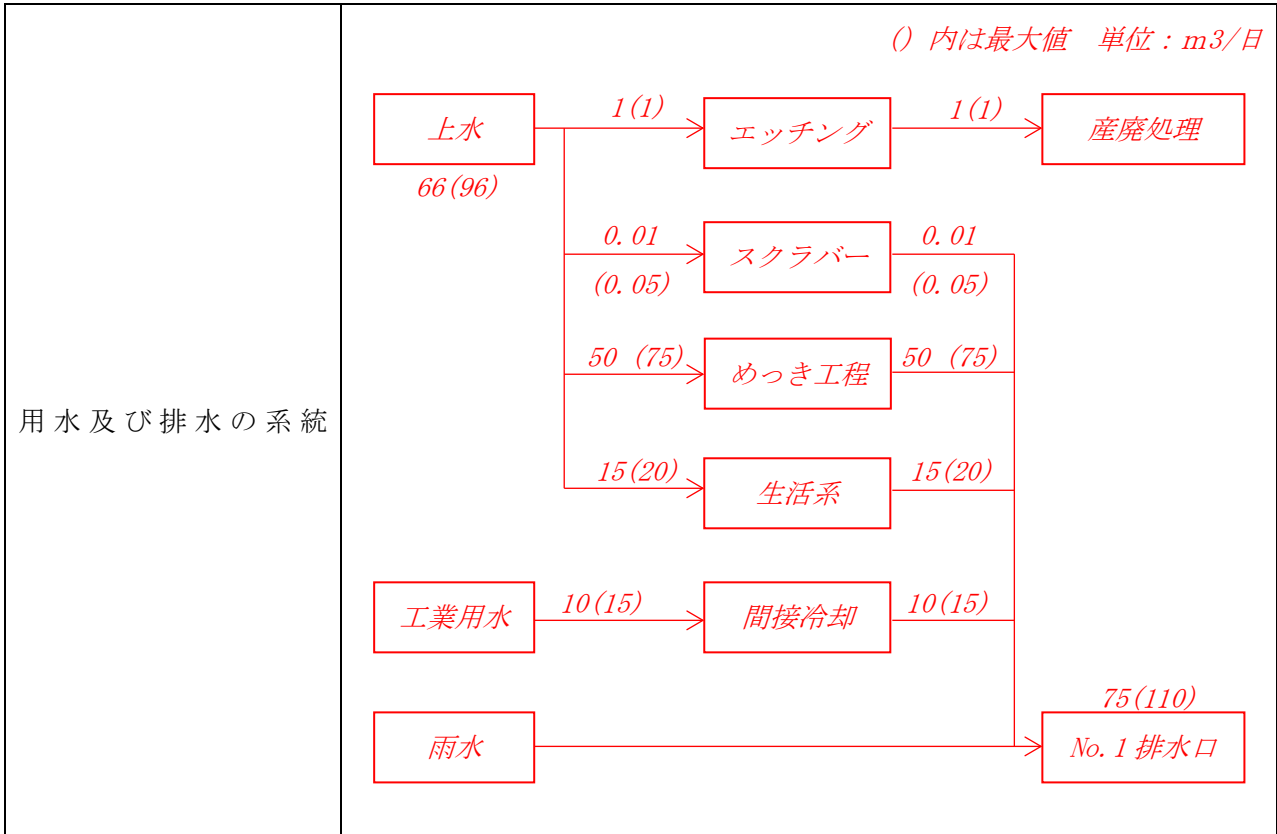
排水水の排水系統別の汚染状態及び量

		指定項目の別							T-P		※
業 種その他の 区分	汚染状態 (mg/l)	水 量 (m ³ /日)							汚濁負荷量 (kg/日)		
		通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大	
特定 排出 水	201000 電気めっき業	0.0	0.1	50	75	0	75		0.00	0.01	
	232010 その他(浄化槽)	0.5	1.5	15	20	0	20		0.01	0.03	
	合 計			65	95	0	95		0.01	0.04	
特定 排出 水 以 外 の 排 出 水	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	間接冷却水	0.00	0.01	10	15	0.00	0.00				
	合 計			10	15	0.00	0.00				
そ の 他 の 参 考 事 項	総量規制基準値：0.12kg/日 $(75\text{m}^3/\text{日} \times 5 (\text{Cpi 値}) \times 0.001 + 20\text{m}^3/\text{日} \times 2 (\text{Cpi 値}) \times 0.001)$										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙6

用水及び排水の系統



用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量(m ³ /日)
		生活系	上水
	工程系	上水	51
	間接冷却水	工業用水	10

参考

1 届出理由

めっき業の事業場を設置し、以下の特定施設を設置する。

- ・No. 66 電気めっき施設 1台
- ・No. 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1台
- ・No. 63 (ホ) 廃ガス洗浄施設 1台

2 事業場概要

従業員数	〇〇 人	業種 (細分類)	電気めっき業
主要製品	〇〇〇〇	作業時間	8時 ~17時
企業規模	大企業 ・ 中小企業 ・ 零細企業 ・ 公共施設		
敷地面積	〇〇〇〇 m ²	下水排除方式	合流 ・ 分流 ・ 未告示
担当部署	環境部	担当者	環境 良
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス@.....

添付書類一覧

水	下	添付書類の名称	作成上の注意
✓		特定施設の構造図	縮尺・寸法を記入してください。 (別紙 1 の構造・主要寸法に該当)
		特定施設のその他参考となる図面 (カタログ、床面材質の資料等)	(別紙 1 の能力に該当)
✓		特定施設に関連する主要機械又は主要装置の 配置図	(別紙 1 の配置に該当)
✓		特定施設の設置場所 (土木図面等)	床面の構造及び状況を詳細に記入してください。 (別紙 2 の設置場所に該当)
✓		操業の系統図 (フローシート)	(別紙 2 の操業の系統に該当)
✓		汚水の処理施設の設置場所	(別紙 3 の処理施設の設置場所に該当)
✓		汚水の処理施設の構造図	縮尺・寸法を記入してください。 (別紙 3 の構造・主要寸法に該当)
✓		汚水の処理系統図	(別紙 3 の処理の系統に該当)
✓		汚水の処理施設のその他参考となる図面 (カタログ等)	(別紙 3 の処理施設の能力に該当)
✓		汚水の処理施設の設計計算書及び装置、 機械の仕様書並びに取扱説明書	設計根拠とした原水及び処理水の水質、水量及 び処理方法の選定理由、安全率、最大処理能力 並びに装置、機械の仕様を記入してください。 (別紙 3 の処理施設の能力・処理の方式に該 当)
✓		用水、排水の系統図	給排水は、色分けしてください。 (別紙 6 の用水及び排水の系統に該当)
✓		水バランスシート	(別紙 6 の用水及び排水の系統に該当)
✓		事業場への案内図	—
✓		敷地内の建物及び構造物の配置図並びに公共 下水道への接続図	—
✓		特定施設一覧表	特定施設の名称・型式・設置場所・処理系統、特 定施設の種類ごとの台数などが把握できるよう にしてください。
✓	✓	有害物質の使用に関する管理要領	(別紙 2 及び 14 のその他参考となるべき事項に 該当)
✓	✓	有害物質使用特定施設等の点検記録簿	(別紙 2 及び 14 のその他参考となるべき事項に 該当)
✓	✓	有害物質使用特定施設等に係る設備の配置図	(別紙 1 の 2 及び 13 の配置に該当)
	✓	貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の 系統図 (有害物質貯蔵指定施設に限る。)	(別紙 15 の搬入及び搬出の系統に該当)

注1 変更届出の場合は、図面上に変更箇所を明示してください。

注2 何枚かの図面をまとめられる場合は、まとめてください。

注3 図面は原則、A 4 版又は A 3 版とし、A 3 版の図面は A 4 版に折って提出してください。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る構造基準等一覧

特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 (特定施設にあつては施行令第1条別表第1の号番号及び第3条の2)	工場又は事業場における施設番号	構造基準等					有害物質の種類	備考※
		床面及び周囲	配管等	排水溝等	地下貯蔵施設	使用の方法		
No. 66 電気めっき施設	亜鉛めっきクロメートライン	A		A		A	シアン化合物、六価クロム化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
No. 65 酸又はアルカリによる表面処理施設	エッチング槽	A				A	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
No. 63 (ホ) 廃ガス洗浄施設	湿式スクラバー	A		A		A	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	

- 備考 1 構造基準等にはA・Bのいずれかを記入すること。
 A基準：水質汚濁防止法施行規則第8条の3～第8条の6で定める構造基準等
 B基準：水質汚濁防止法施行規則附則第3条～第6条で定める構造基準等
 2 構造基準等の対象にならない場合は空欄又は斜線とすること。
 3 設置する又は設置しているすべての有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を記載すること。
 4 有害物質の種類は、水質汚濁防止法施行令第2条のいずれかの物質を記載し、複数ある場合はそのすべてを記載すること。
 5 ※には記入しないこと。
 6 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を有しない事業場は、本様式を提出することを要しない。

特定施設（有害物質使用特定施設）、有害物質貯蔵指定施設一覧表

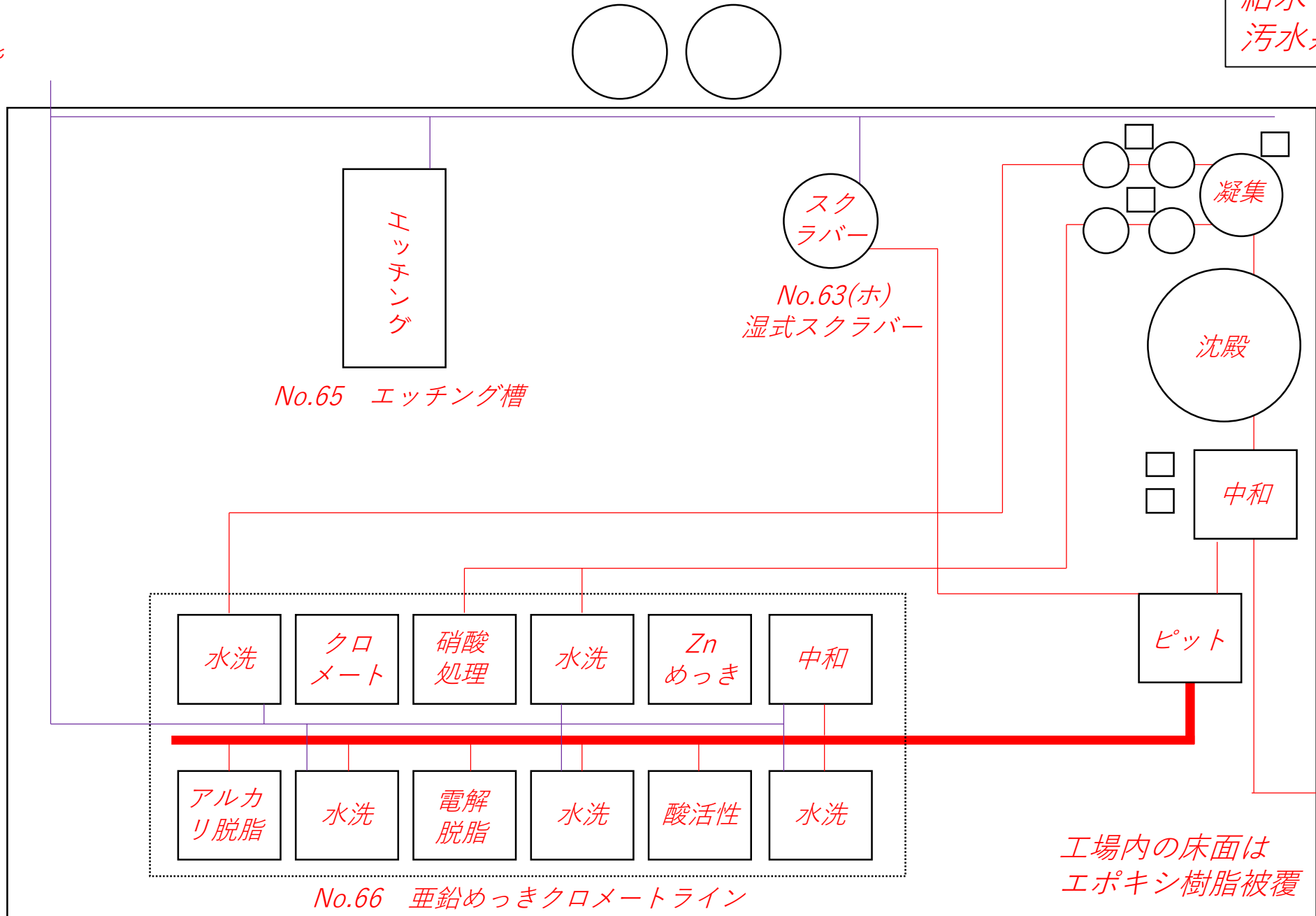
特定施設等		66	65	63 (ホ)						その他
台数	届出前	0	0	0						
	届出後	1	1	1						
カドミウム及びその化合物										
シアン化合物		○								
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）										
鉛及びその化合物										
六価クロム化合物		○								
砒素及びその化合物										
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物										
ポリ塩化ビフェニル（PCB）										
トリクロロエチレン										
テトラクロロエチレン										
ジクロロメタン										
四塩化炭素										
1,2-ジクロロエタン										
1,1-ジクロロエチレン										
1,2-ジクロロエチレン										
1,1,1-トリクロロエタン										
1,1,2-トリクロロエタン										
1,3-ジクロロプロペン										
チウラム										
シマジン										
チオベンカルブ										
ベンゼン										
セレン及びその化合物										
ほう素及びその化合物										
ふっ素及びその化合物										
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		○	○	○						
塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）										
1,4-ジオキサン										

- 1 特定施設等の欄には、特定施設にあつては、水質汚濁防止法施行令第1条別表第1の号番号又は指定地域特定施設を、有害物質貯蔵指定施設にあつては、有害物質貯蔵指定施設を記載すること。
- 2 特定施設にあつては、製造・使用・処理している有害物質に○を、有害物質貯蔵指定施設にあつては、保管している有害物質に○を記載すること。
- 3 その他の欄については、特定施設等以外において、製造・使用・処理・保管している有害物質に○を記載すること。

別図1-1 施設の配置図、設置場所、用水及び排水の系統図

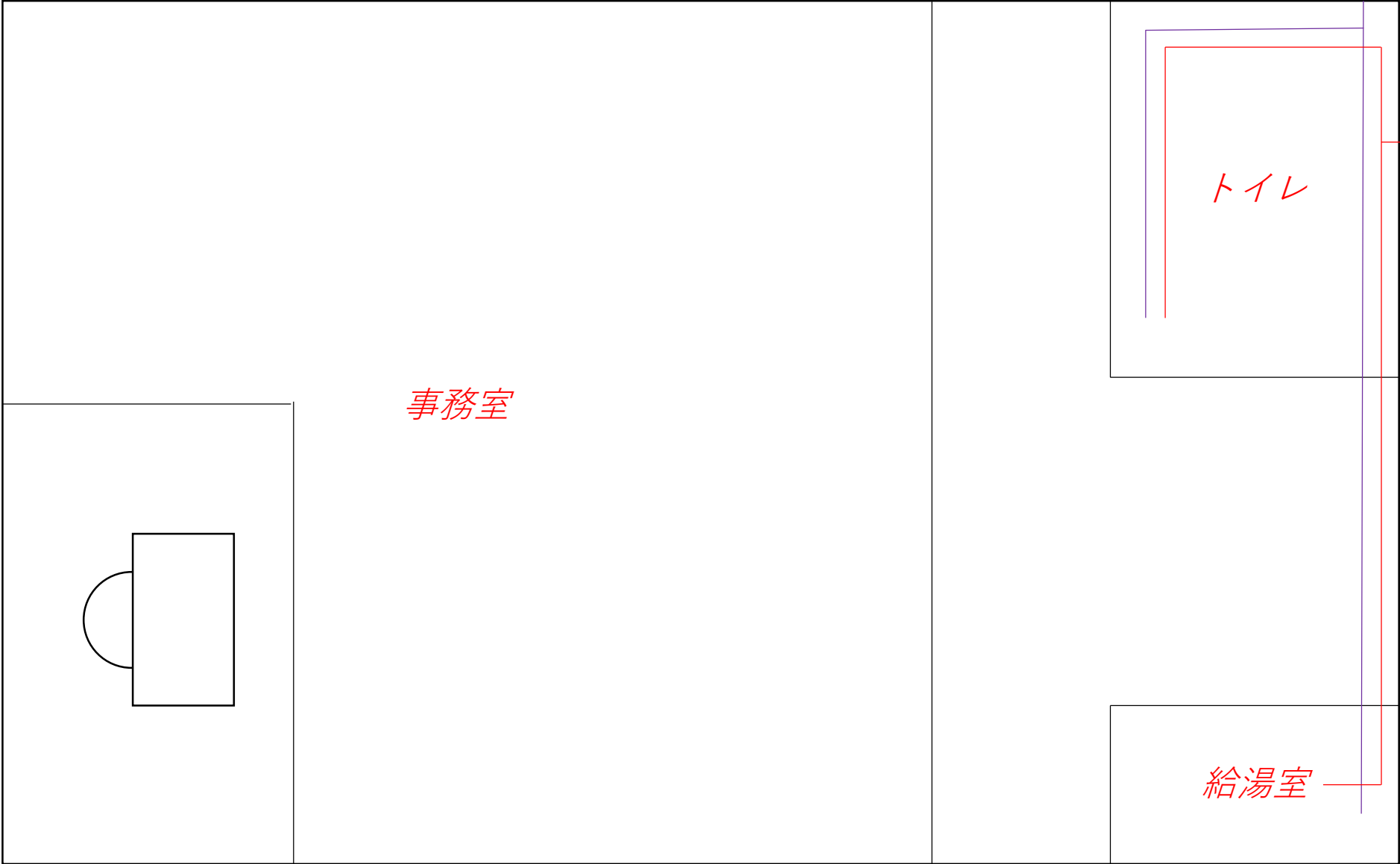
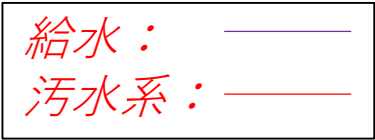
給水： ———
汚水系： ———

建屋1階

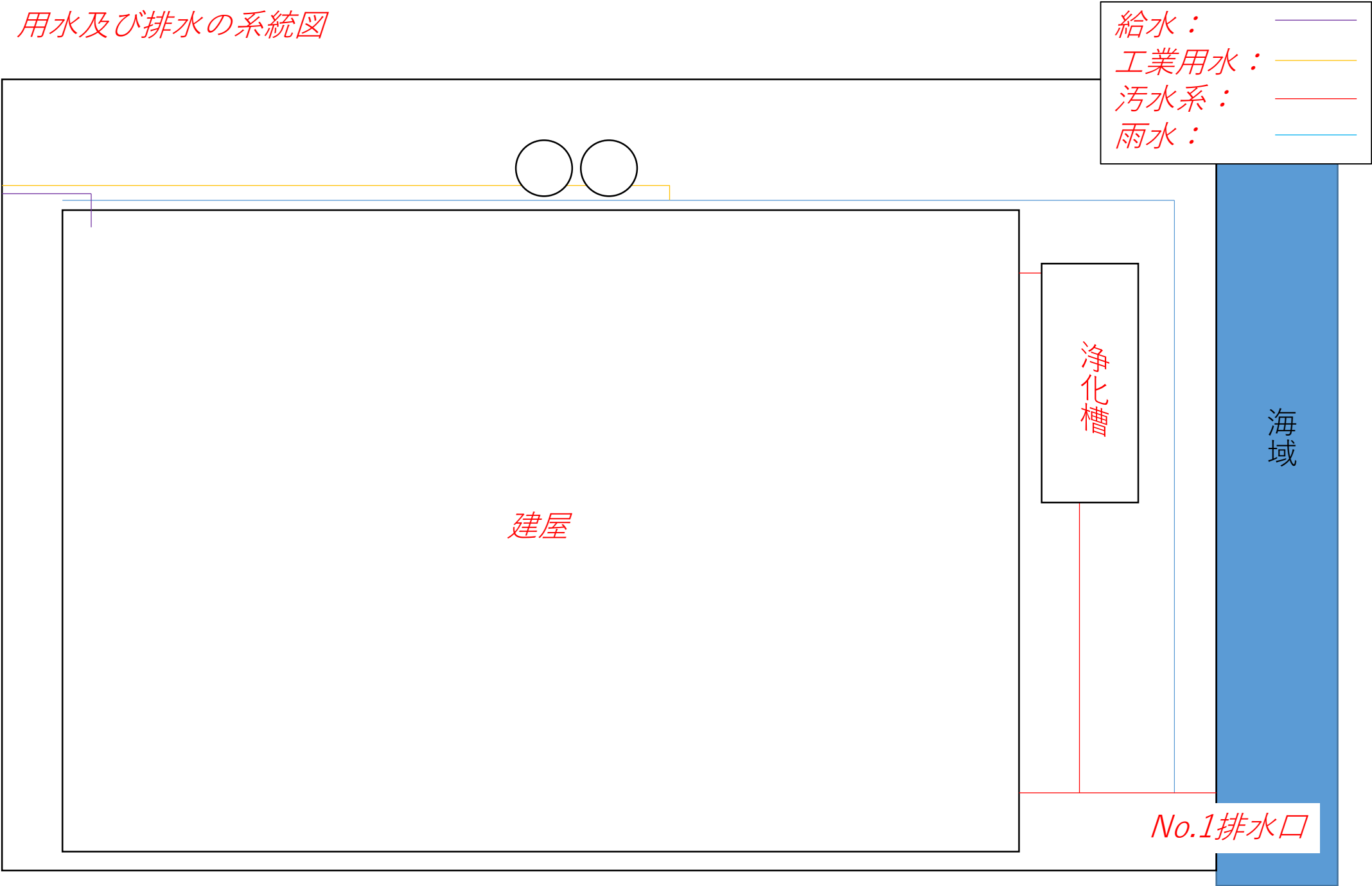


別図1-2 用水及び排水の系統図

建屋2階

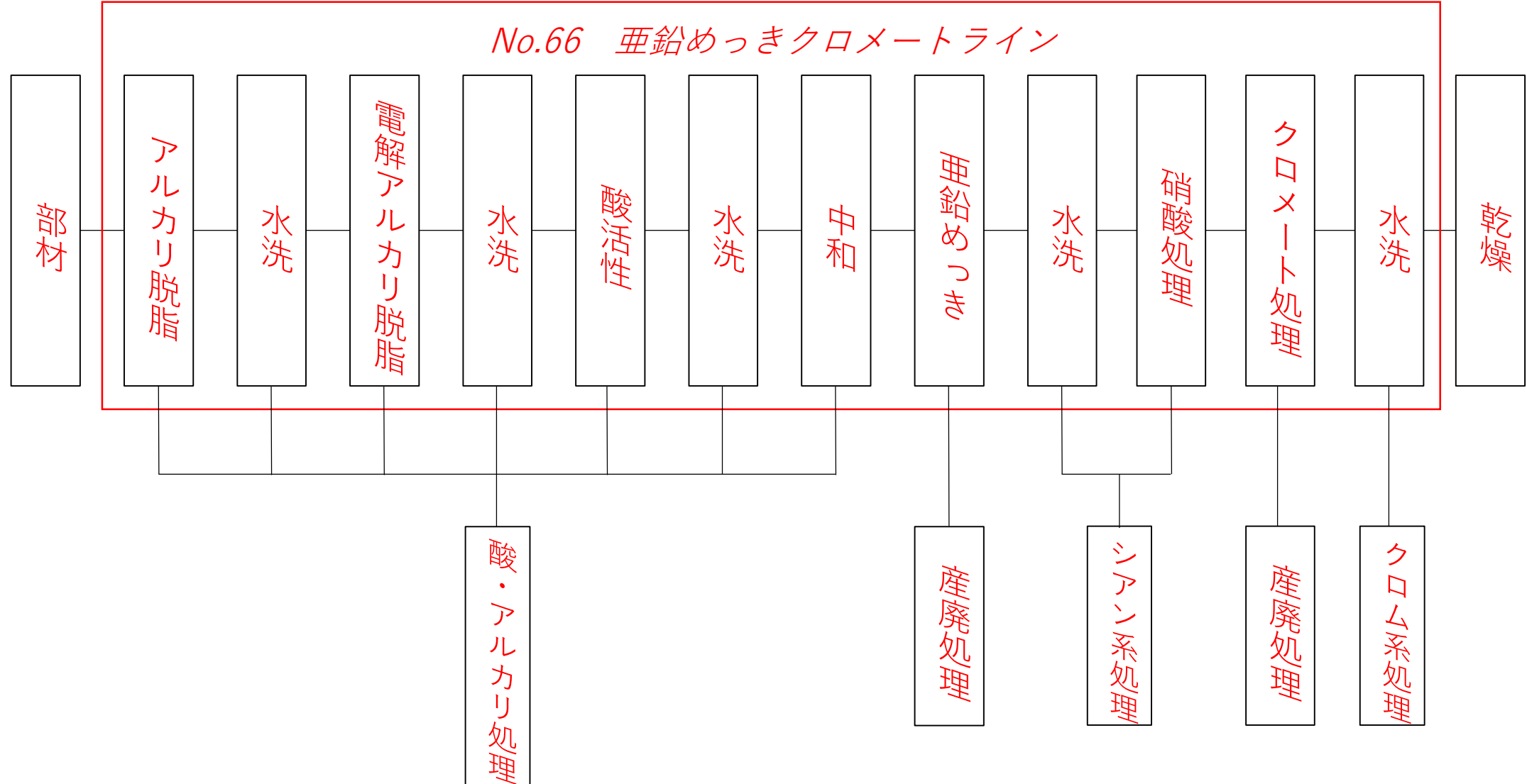


別図 1 - 3 用水及び排水の系統図



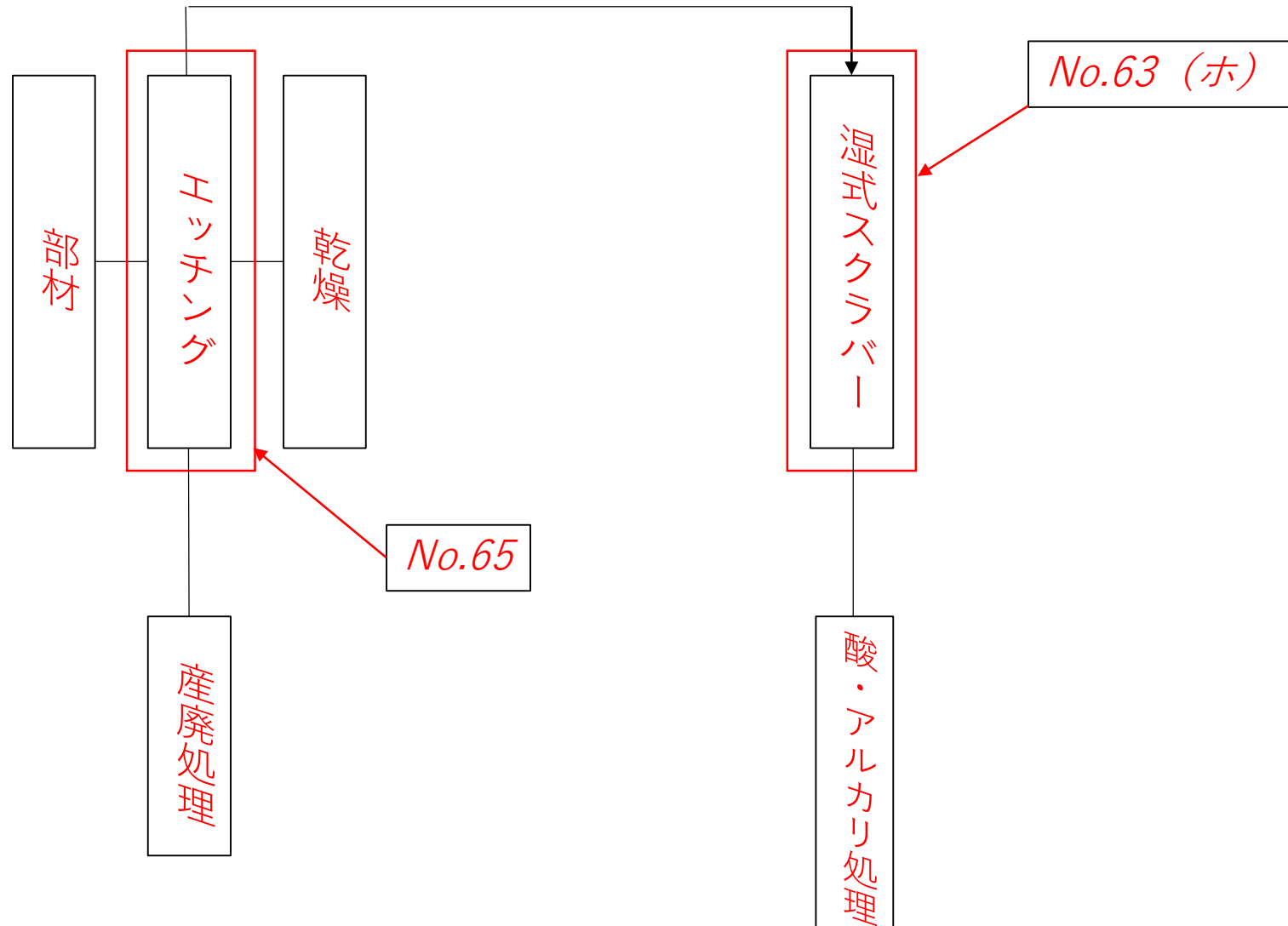
別図2-1 操業の系統

亜鉛めっきクロメート工程

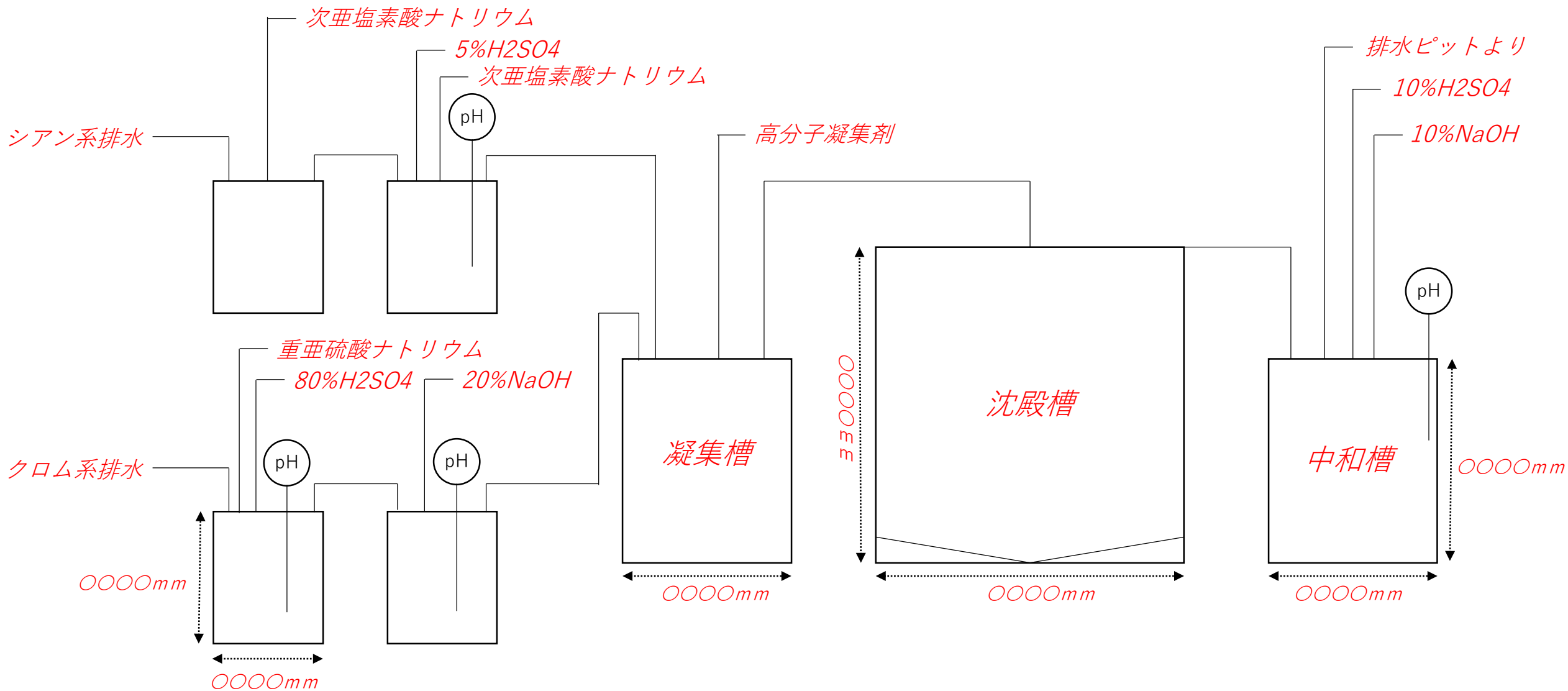


別図2-2 操業の系統

エッチング工程

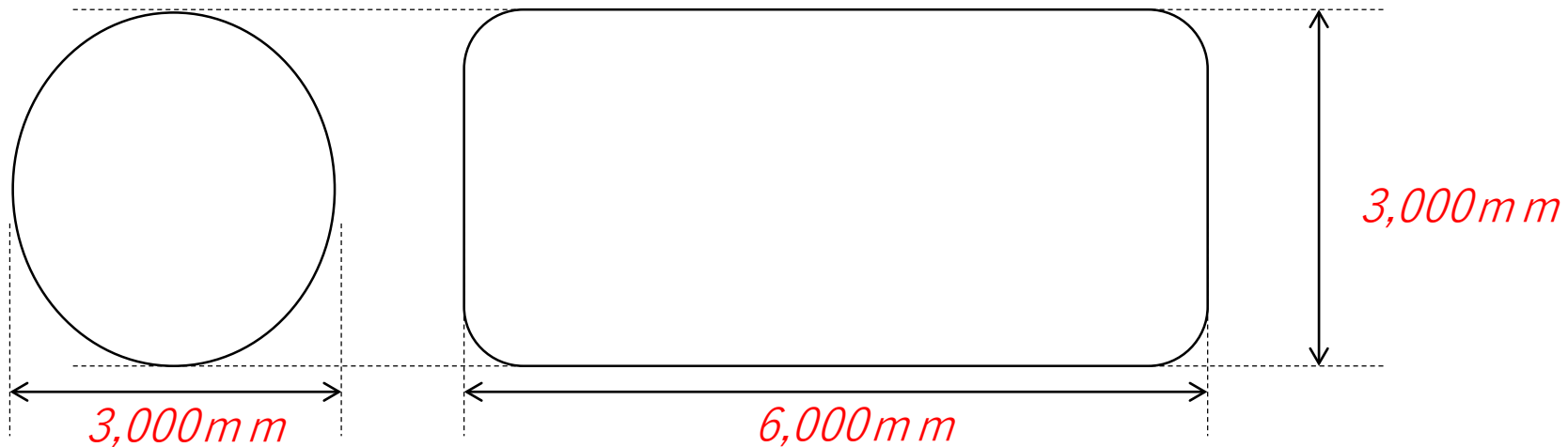


別図3 排水処理の系統



別図4 処理施設の構造図

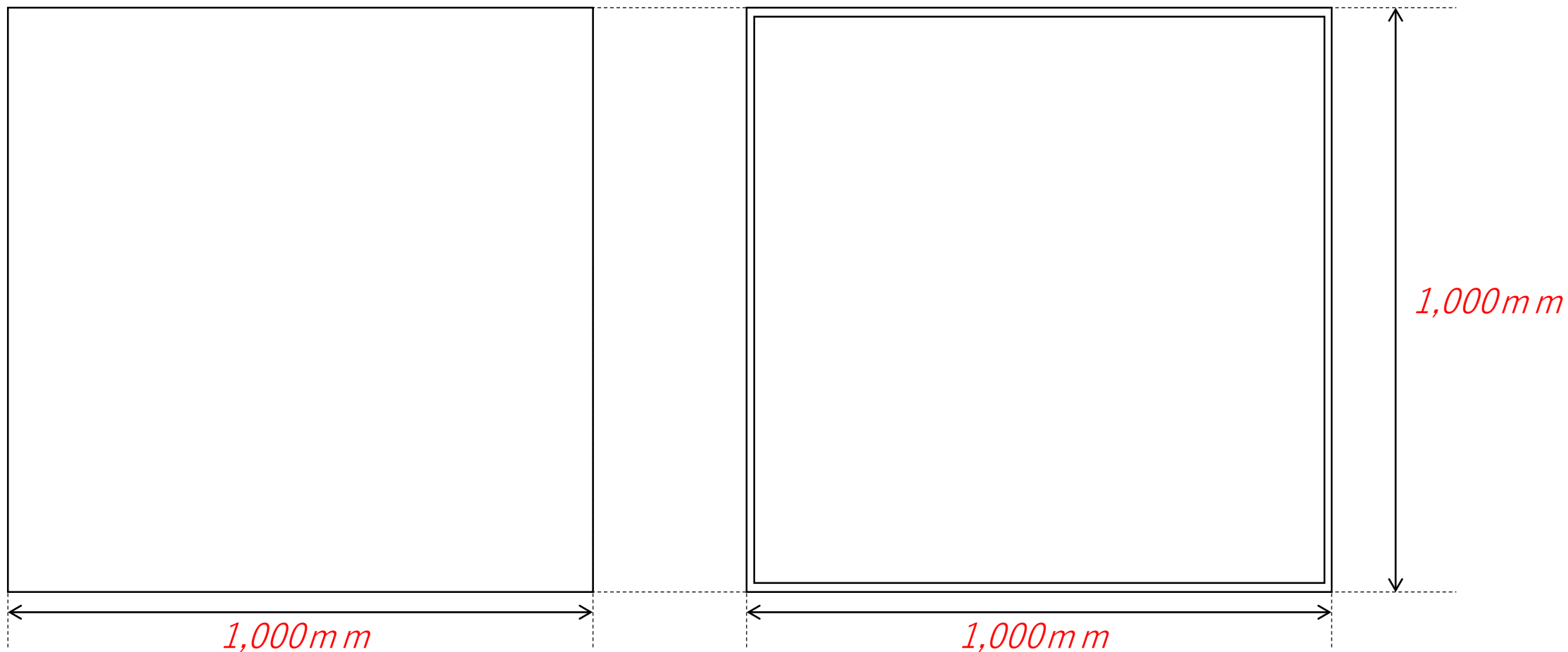
合併浄化槽



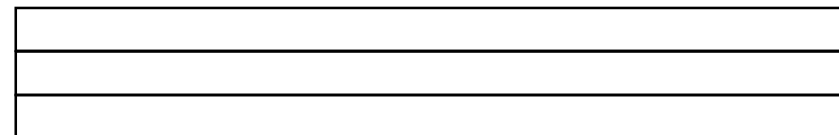
△株式会社 GPJ-100
認定番号：.....
100人槽
接触ろ床方式
FRP製
処理流量：20m ³ /日
BOD：25mg/L
大腸菌群数：3,000個/cm ³

資料 1 - 1 特定施設の構造図

亜鉛めっきクロメートライン (OO社製 M-1) の各槽

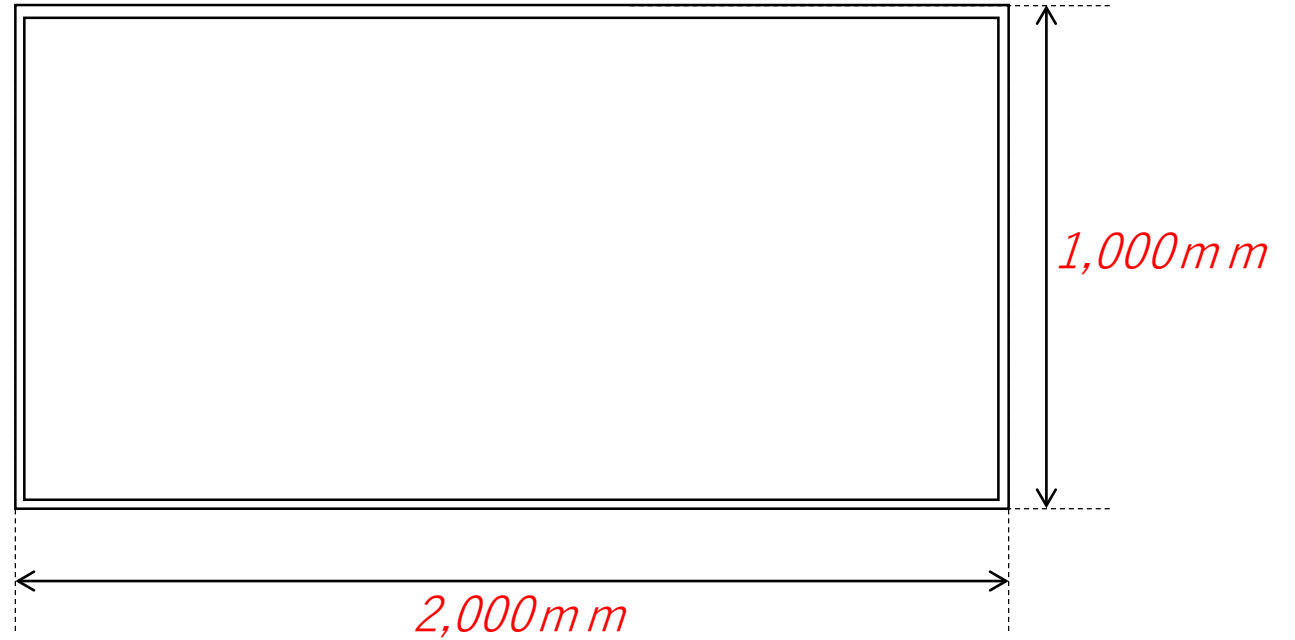
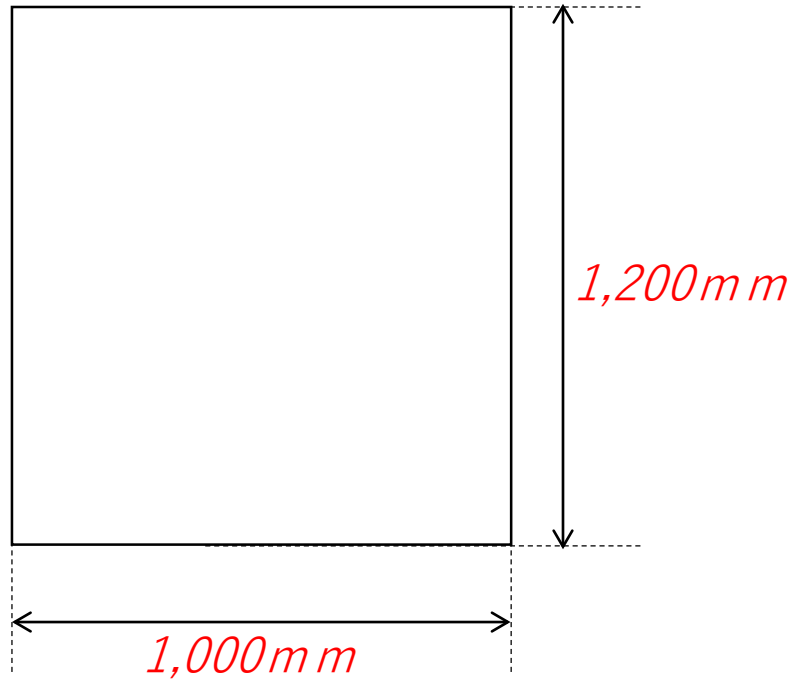


FRP製

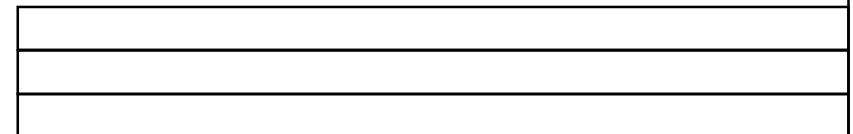


資料1-2 特定施設の構造図

エッチング槽 (〇〇社製 E-1)

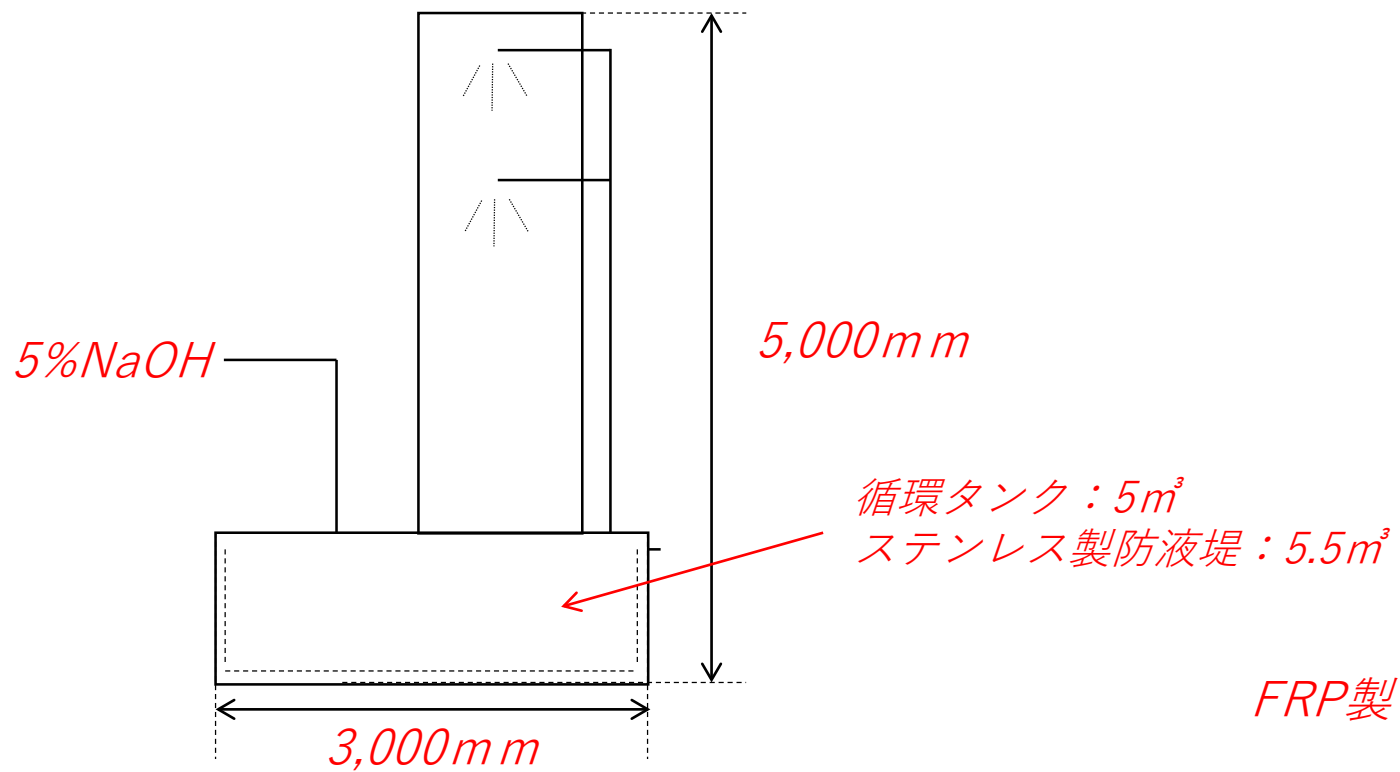
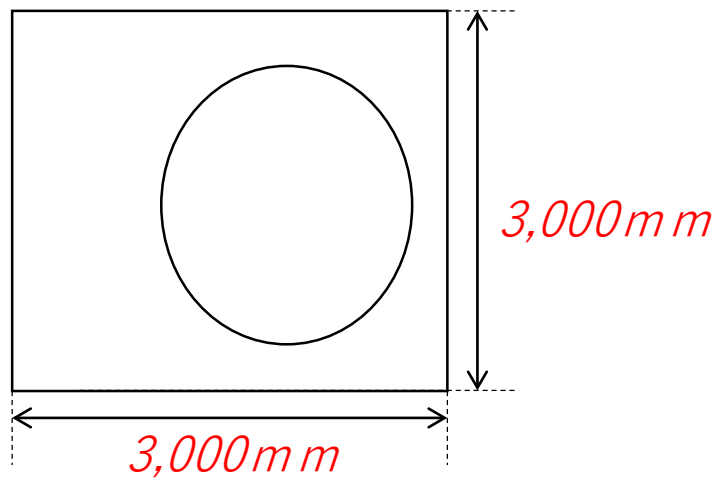


ステンレス製



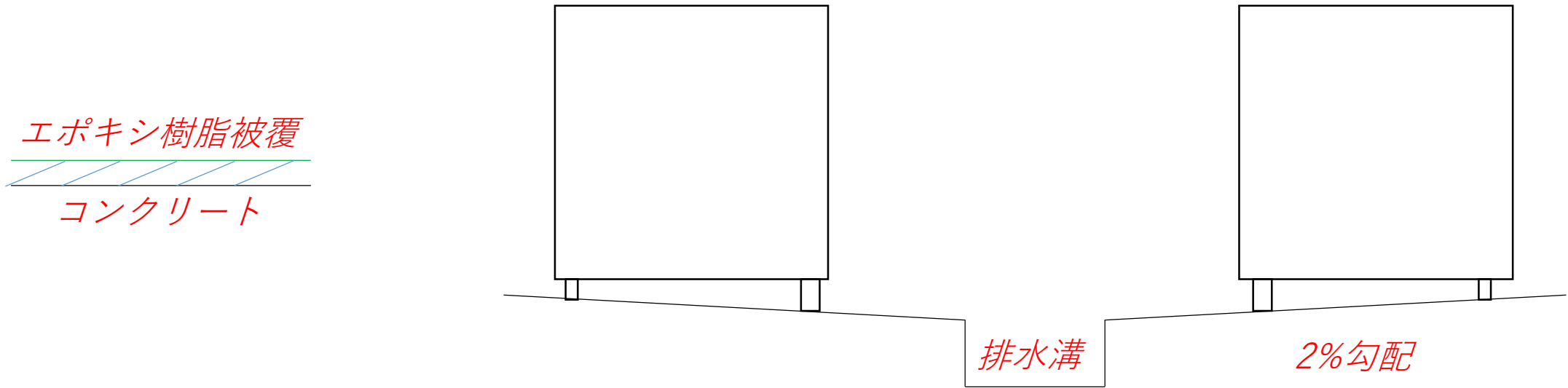
資料1-3 特定施設の構造図

湿式スクラバー (OO社製 S-1)



資料2-1 有害物質の周囲への流出防止措置

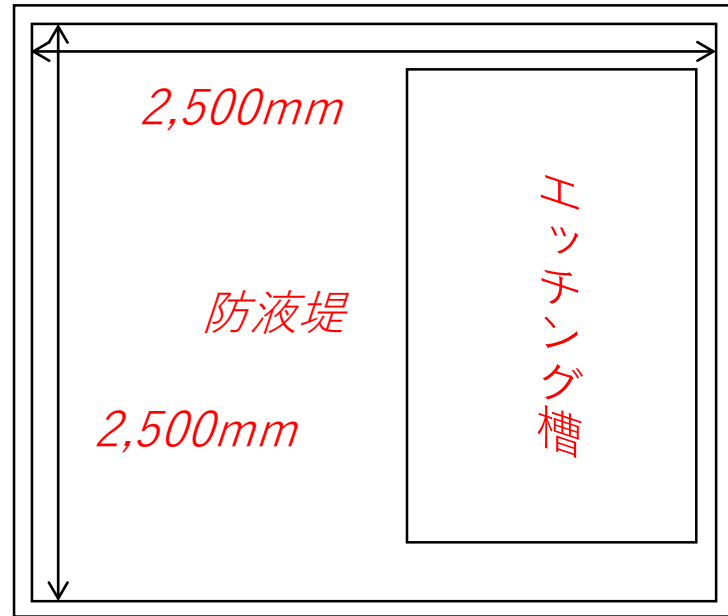
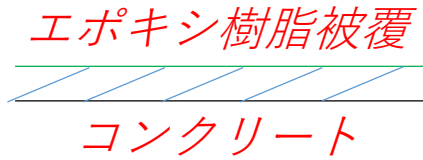
亜鉛めっきクロメートライン



設備の床面はエポキシ樹脂被覆をしており、各槽はアングル上に設置し、底面も点検可能。
また、床面には勾配があり、排水溝の際には排水ピット (1.5 m^3) に集水される。
槽の最大容量は1 m^3 であり、万が一漏えいしても、周囲への流出はない。

資料2-2 有害物質の周囲への流出防止措置

エッチング槽



設備の床面はエポキシ樹脂被覆をしており、槽はアングル上に設置し、底面も点検可能。
また、防液堤は2.5m³であり、万が一漏えいしても、周囲への流出はない。

〇〇〇〇年〇月〇日作成

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に関する管理要領

1. 目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第 12 条の 4 において、有害物質使用特定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備、使用の方法に関する基準が定められており、これを遵守しなければならない。このうち、使用の方法については、管理要領を定めることとされている。また、水質汚濁防止法第 14 条第 5 項において、有害物質使用特定施設について点検を行い、その結果を記録し、3 年間保存しなければならない。

これらの規定に基づき、株式会社〇〇横浜工場においては、以下の通り管理要領を定め、また、点検項目を定める。

2. 使用の方法について

イ 有害物質を含む水等を扱う作業の方法

- ① 取り扱っている有害物質の性状や毒性などを理解し、火気に注意して取り扱う。
- ② 地下に浸透したり、周囲に飛散・流出したりしないよう注意して作業する。
- ③ 作業中は持ち場を離れない。
- ④ 有害物質を含む水の漏えいが、土壤汚染・地下水汚染に繋がるおそれがあることを認識して、細心の注意を払って作業を行う。
- ⑤ 有害物質を使用する作業は、必ず工場 1 階で行う。
- ⑥ タンクと配管の接続を確認した上で作業を行う。
- ⑦ 作業をする際は、発声と共に指さし確認を行う。

ロ 設備の作動状況の確認及び適切な運転のための措置

- ① 操作マニュアルに則った手順を遵守して作業を行う。
- ② 有害物質を含む水を使用している機器や配管について、バルブ等の閉め忘れや弛みがないことを事前に確認した上で稼働させる。
- ③ 機器が正常に稼働していることを随時確認する。
- ④ 定期点検で劣化・損傷した箇所がないか確認し、劣化・損傷した箇所は速やかに交換・補修する。
- ⑤ 有害物質を含む原料を各槽に補給する場合は、残存容量を下回っていることを確認する。
- ⑥ 施設のメンテナンス状況を確認する。
- ⑦ 施設の周囲は週に 1 度清掃する。
- ⑧ 施設の周囲は整理整頓をする。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置

- ① すぐに補給を中止する。
- ② 漏えいした有害物質の有害性、取り扱いの注意、廃棄する場合の留意点などについて SDS 等で確認し、適切に処理をする。
- ③ 漏えいが発生した場所及びその措置等を記録し、その記録は3年以上保存する。
- ④ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収する。なお、この場合は、有害物質による健康被害が生じないように、十分注意する。
- ⑤ 回収した有害物質を含む水は、再利用可能な場合は再利用し、再利用できない場合は、産業廃棄物として適切に処理する。
- ⑥ 再発の防止策を検討し、必要に応じて作業方法や施設の改善を実施する。

3. 点検について

イ 作業の方法の点検

- ① 目視により確認を行う。
- ② 年に1度、現場監督者が各担当者の作業手順についての確認を行う。

ロ 設備の作動状況及び適切な運転の点検

- ① 設備の運転開始前に日常点検を行う。
- ② 運転中は、定期的に設備の運転状況を監視する。
- ③ 設備の運転終了後に、メンテナンスを実施する。
- ④ ①～③の作業をしていることを、年に1度、現場監督者が各担当者に確認をする。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置についての点検

- ① 有害物質を含む水が漏えいした場合の手順を年に1度、現場監督者が各担当者に確認をする。

ニ イ～ハの点検結果については、別紙に記録し、3年間保存する。

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 定期点検記録表

①点検対象となる有害物質使用特定施設等

3年保管(義務)

施設設置場所	工場 1階		施設名称	No.66 亜鉛めっきクロメートライン			
有害物質の種類	CN、Cr6+、N-3		該当施設	有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設			
点検結果							
②点検年月日	点検の実施 補修(措置)の実施及び異常、漏えい等が確認された場合には別紙に記録を する (下記【点検結果の記録と保存】参照)			④点検実施責任者の氏名		印	
				④点検を実施した者の氏名		印	
	③点検対象と点検方法及び結果						
床面及び周囲		施設本体		(地上配管)配管等		上層階からの漏洩	
点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果
年 6月 日	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり
年 9月 日	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり
年 12月 日	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり
年 3月 日	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり
異常等に対する措置	異常等に対する措置等の詳細は別紙「定期点検で異常等が認められた場合の記録表」に記載のあるとおり						
備考							
点検の事例紹介	施設本体		床及び周囲		付帯する 地上配管		
【点検結果の記録と保存】 点検を行ったときは、改正水濁法により、点検結果を記録し、保存しなければならないことが定められている。また、改正水濁法施行規則により、点検結果の記録を3年間保存することが義務付けられている。ただし、万一発生する将来の地下水汚染の原因調査等に備えて、3年間を超えて、できるだけ長期にわたって保存することが望ましい。記録する事項は、改正水濁法施行規則第9条の2の3において、次のように規定されている。 ①点検を行った有害物質使用特定施設等、②点検年月日、③点検の方法及び結果、④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名							

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 定期点検記録表

①点検対象となる有害物質使用特定施設等

3年保管(義務)

施設設置場所	工場 1階	施設名称	No.65 エッチング槽
有害物質の種類	N-3	該当施設	有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設

点検結果

②点検年月日	点検の実施 補修(措置)の実施及び異常、漏えい等が確認された場合には別紙に記録を する (下記【点検結果の記録と保存】参照)	④点検実施責任者の氏名	印
		④点検を実施した者の氏名	印

③点検対象と点検方法及び結果

	床面及び周囲		施設本体		(地上配管)配管等		上層階からの漏洩	
	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果
年 6月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり
年 9月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり
年 12月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり
年 3月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり

異常等に対する措置 異常等に対する措置等の詳細は別紙「定期点検で異常等が認められた場合の記録表」に記載のとおり

備考

施設本体 床及び周囲 付帯する地上配管

点検の事例紹介

【点検結果の記録と保存】

点検を行ったときは、改正水濁法により、点検結果を記録し、保存しなければならないことが定められている。また、改正水濁法施行規則により、点検結果の記録を3年間保存することが義務付けられている。ただし、万一発生する将来の地下水汚染の原因調査等に備えて、3年間を超えて、できるだけ長期にわたって保存することが望ましい。記録する事項は、改正水濁法施行規則第9条の2の3において、次のように規定されている。

①点検を行った有害物質使用特定施設等、②点検年月日、③点検の方法及び結果、④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 定期点検記録表

①点検対象となる有害物質使用特定施設等

3年保管(義務)

施設設置場所	工場 1階	施設名称	No.63(ホ) 湿式スクラバー
有害物質の種類	N-3	該当施設	有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設

点検結果

②点検年月日	点検の実施 補修(措置)の実施及び異常、漏えい等が確認された場合には別紙に記録を する (下記【点検結果の記録と保存】参照)	④点検実施責任者の氏名	印
		④点検を実施した者の氏名	印

③点検対象と点検方法及び結果

	床面及び周囲		施設本体		(地上配管)配管等		上層階からの漏洩	
	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果
年 6月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり
年 9月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり
年 12月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり
年 3月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり

異常等に対する措置

異常等に対する措置等の詳細は別紙「定期点検で異常等が認められた場合の記録表」に記載のあるとおり

備考

施設本体 床及び周囲 付帯する
地上配管

点検の事例紹介

【点検結果の記録と保存】

点検を行ったときは、改正水濁法により、点検結果を記録し、保存しなければならないことが定められている。また、改正水濁法施行規則により、点検結果の記録を3年間保存することが義務付けられている。ただし、万一発生する将来の地下水汚染の原因調査等に備えて、3年間を超えて、できるだけ長期にわたって保存することが望ましい。記録する事項は、改正水濁法施行規則第9条の2の3において、次のように規定されている。

①点検を行った有害物質使用特定施設等、②点検年月日、③点検の方法及び結果、④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

株式会社〇〇 横浜工場 殿

排水処理施設

HS-1

仕様書・設計計算書

〇株式会社

1 使用条件

- ・ 処理水量：75 m³/日
- ・ 処理水質

項目	原水	処理後水質
pH	2~11	5.8~8.6
Zn	10 mg/L	<1mg/L
T-Cr	2 mg/L	<2mg/L
CN	2 mg/L	<1mg/L
Cr6+	2 mg/L	<0.2mg/L

2 各処理装置の設計計算

(1) シアン系排水処理

酸化槽 ○○○○×○○○○×○○○○mm 有効容積：○m³

分解槽 ○○○○×○○○○×○○○○mm 有効容積：○m³

使用薬剤：次亜塩素酸ナトリウム・5%硫酸

流入量 15 m³ / 9h ≒ 1.7 m³/h

滞留時間：.....

.....

(2) クロム系排水処理

還元槽 ○○○○×○○○○×○○○○mm 有効容積：○m³

中和槽 ○○○○×○○○○×○○○○mm 有効容積：○m³

使用薬剤：重亜硫酸ナトリウム・80%硫酸・20%水酸化ナトリウム

流入量 7.5 m³ / 9h ≒ 0.8 m³/h

滞留時間：.....

.....

(3) 凝集沈殿

凝集槽 ○○○○×○○○○×○○○○mm 有効容積：○m³

沈降槽 ○○○○×○○○○×○○○○mm 有効容積：○m³

使用薬剤：高分子凝集剤

流入量 22.5 m³ / 9h ≒ 2.5 m³/h

滞留時間：.....

.....

(4) 中和処理

中和槽 ○○○○×○○○○×○○○○mm 有効容積：○m³

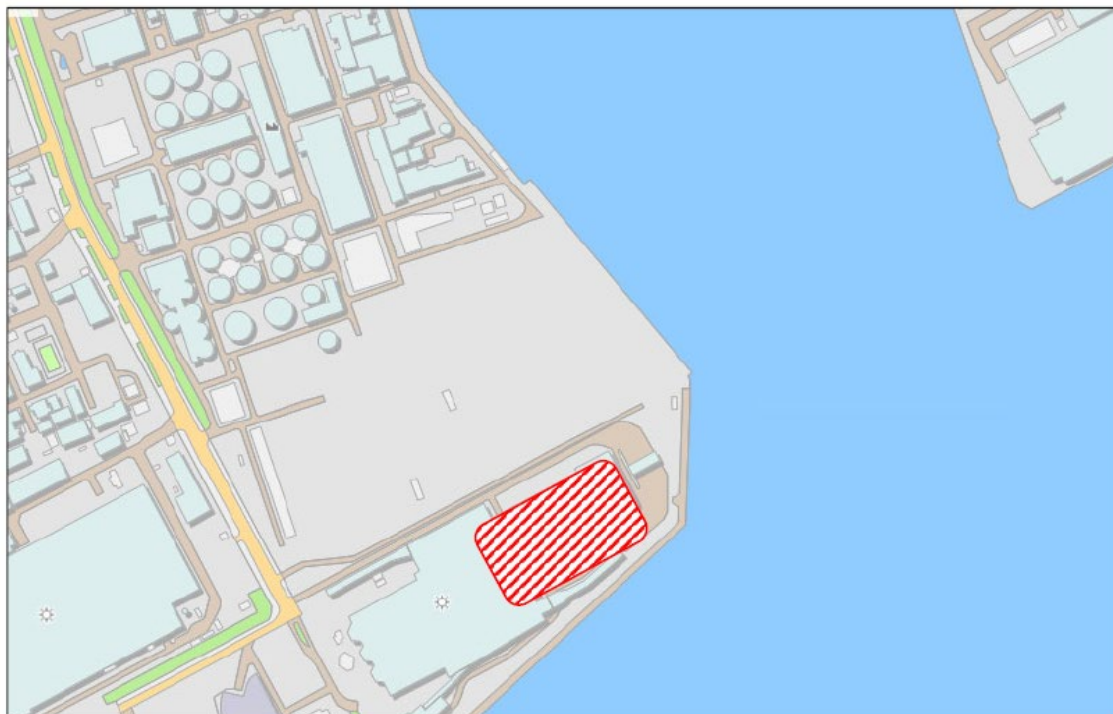
使用薬剤：10%硫酸・10%水酸化ナトリウム

流入量 75 m³ / 9h ≒ 8.3 m³/h

滞留時間：.....

.....

案内図



添付資料〇 特定施設一覧表

施設番号	施設名称	特定施設番号	設置場所	使用原材料	有害物質	備考
M-1	亜鉛めっきクロメート ライン	No.66	工場1F	別紙2参照 (SDS参照)	CN、Cr6+、 N-3	
E-1	エッチング槽	No.65	工場1F	硝酸	N-3	
S-1	湿式スクラバー	No.63 (ホ)	工場1F	水酸化ナトリウム	N-3	